

荒牧小学校いじめ防止基本方針
～いじめゼロを目指す児童主体の学校生活～

前橋市立荒牧小学校

I いじめ問題に関する基本的な考え方

(1) いじめとは

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

《文部科学省「いじめ防止対策推進法」より》

(2) 基本理念

「学力とともに、人間力、そして心を育てる教育を進めます」

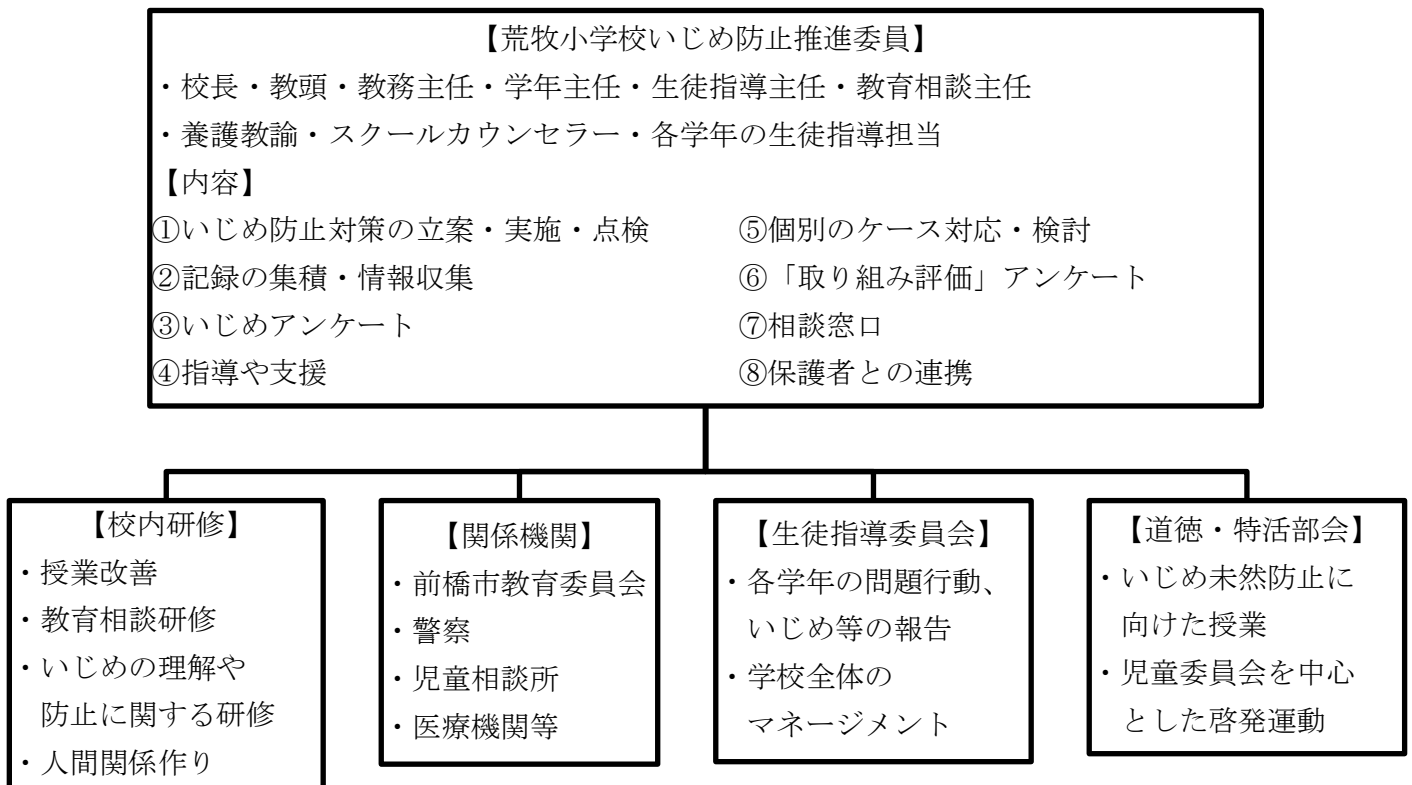
《前橋市いじめ対策、いじめ撲滅宣言の基本方針より》

(3) いじめ防止宣言

- ・「勇気」困っている人がいたら自分のこととして考え、進んで行動します。
- ・「思いやり」相手のことを思い、互いを大切にします。
- ・「協力」周りの人と良い関係をつくり、何事にも全員で取り組みます。

《2013年8月18日 いじめ防止サミットより》

II 組織及び校内体制について



Ⅲ いじめの未然防止

(1) 基本的な考え方（職員の共通理解）

- ・教師が一枚岩になり、自分のクラス、学年だけでなく、全校児童を指導する。
- ・指導は途中で妥協することなく、徹底して行う。
- ・清掃や様々な活動は「師弟同行」「率先垂範」が原則。子どもと一緒に活動していく中で「認める」「ほめる」といった積極的な生徒指導をしていく。
- ・指導をする上で分からないときは、自分の判断だけでなく、学年職員や生徒指導主任、教務、管理職に確認してから指導する。
- ・報告書や会議だけでなく、日頃から職員同士でオープンな情報交換ができるようにする。
- ・指導したことは、保護者に必ず報告をし、学校と家庭が同歩調で指導に当たれるようにする。

(2) 方針

- ・生徒指導体制の確立をはかり、役割分担を明確にし、全校態勢で指導にあたる。
- ・児童とのふれあいを深め、一人一人の個性に即した共感的理解にもとづいた指導に努めるとともに、児童の自覚を高める積極的な指導を工夫する。
- ・児童理解を深め、いじめや不登校、問題傾向の早期発見、指導、解決に努める。また情報交換を密に行い、全職員の生徒指導における共通理解を図る。
- ・家庭、地域、各関係機関との連携を密にし、連絡を取り合って問題解決にあたる。

(3) 各教科

- ・授業中における生徒指導の充実
- ・多面的な児童理解の充実
- ・自己存在感や自己決定の場を与える工夫
- ・共感的な理解ができる学級づくりの推進

(4) 特別活動

- ・望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてのよりよい生活を築こうとする自主的・実践的な態度を育成する。
- ・人間関係を築く態度を形成し、他者と協力して生活上の諸問題を解決する力を育成する。

(5) 道徳教育

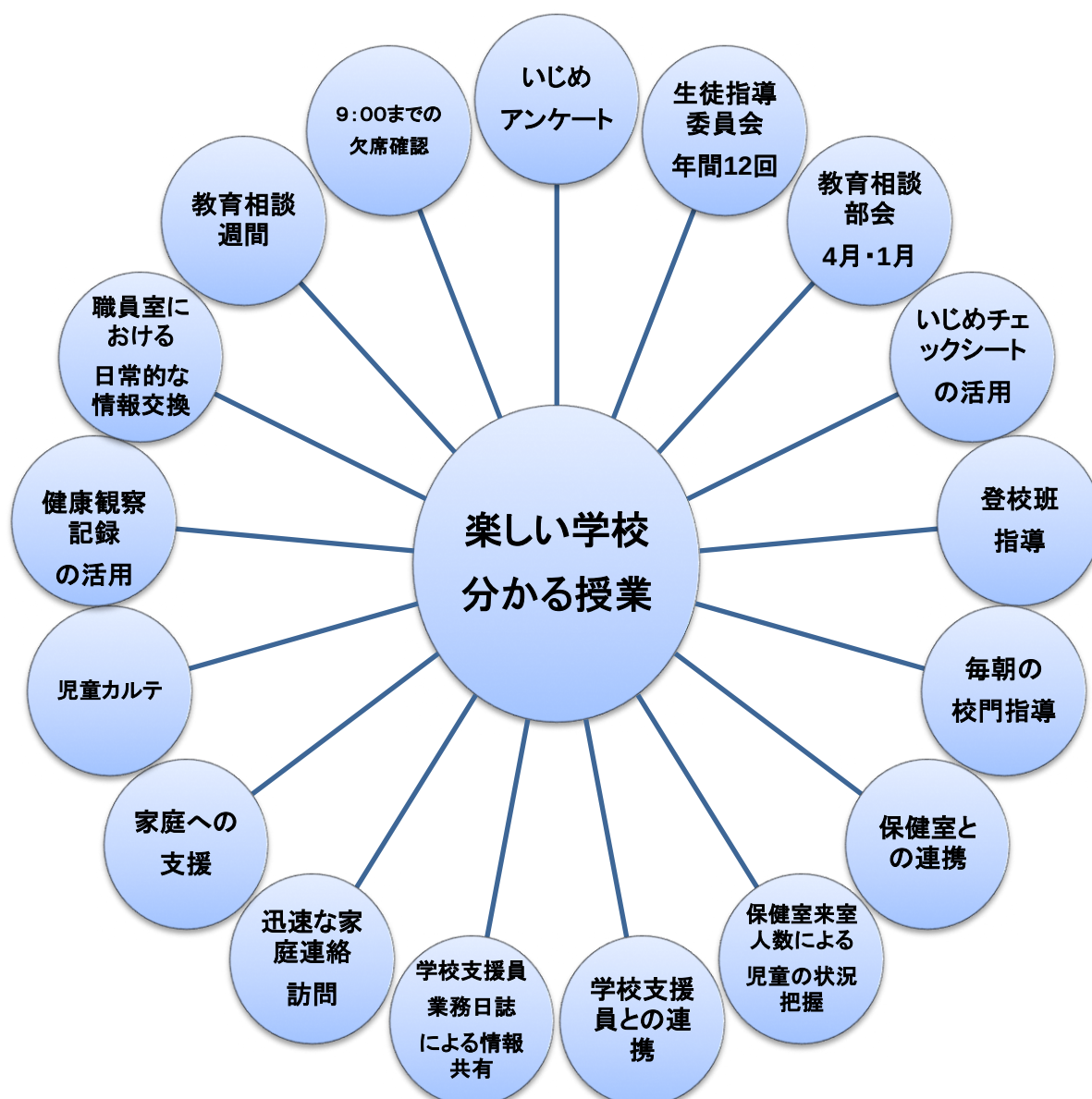
- ・基本的な生活の指導
- ・自己理解、他者理解の育成
- ・規範意識の育成
- ・判断力、実践力の育成
- ・感謝、尊敬する気持ちの育成
- ・他を思いやる気持ちの育成
- ・自然や地域を大切にすることの育成

Ⅳ いじめ防止計画

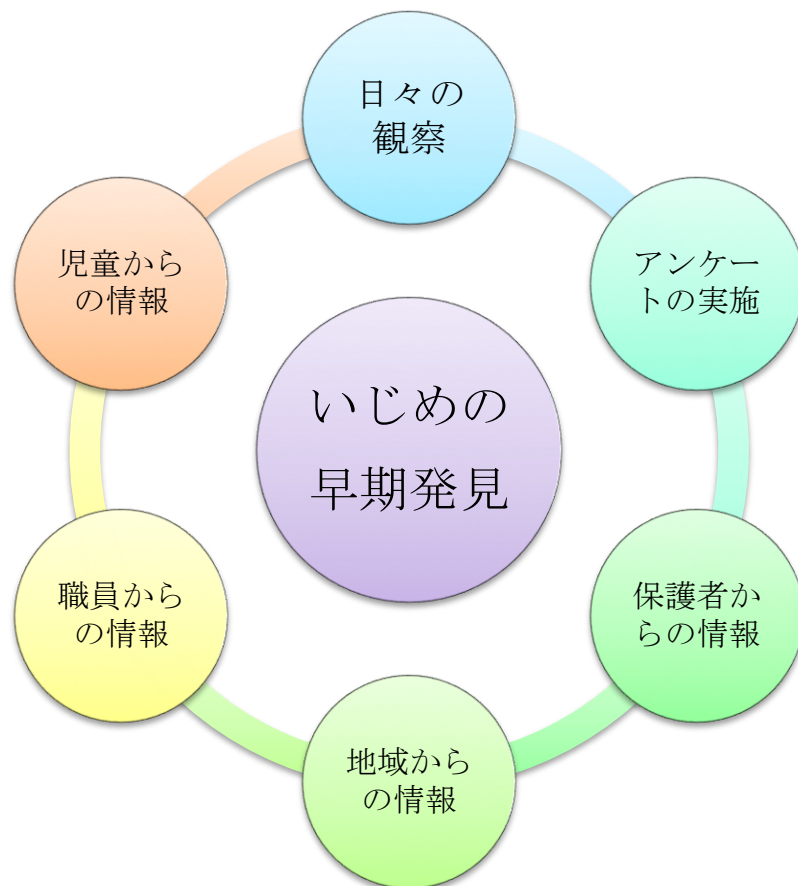
(1) 年間計画

	取り組みの内容	中心となる担当者
通年	朝のあいさつ運動	全校児童
6月	ふれあい集会	児童委員会、全校児童
年3回	なかよし週間	児童委員会、全校児童
6月、12月	いじめ防止授業	担任
11月	人権週間（標語の作成）	全校児童
11月	人権講話	人権教育担当
通年	いじめチェックシート	担任
通年	いじめアンケート	担任
月1回	生徒指導委員会	各学年の生徒指導担当
年1回	スクールカウンセラーとのTTによる授業	担任、スクールカウンセラー
年1回	いじめ防止フォーラム	児童委員

(2) 荒牧小学校不登校・いじめ対策17（組織的対応、迅速な対応、子どもの心に寄り添う対応）



(3) いじめ早期発見のための手立て



(4) 保護者・地域・他校との連携

- ・信頼関係の構築
- ・問題が起こっていないときこそ、保護者との信頼関係を築くチャンスとして捉え、授業参観や児童の送り迎え等の来校時に教職員から積極的に話しかけていく。
- ・学校別サポート会議（年２回）などの際に、民生委員の方々との情報交換を基に、指導にいかしていく。

V いじめへの対処に関すること

1 いじめの把握と解決に向けた具体的な対応

(1) いじめの事実確認

- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保しつつ、教職員が組織的に対応する。
- ・いじめ防止推進委員会が中心となり、関係児童から事情を聞き取り、いじめ事実の有無の確認を行う。
- ・児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に配慮し、以後の対応を考慮する。
- ・いじめの状況や様態により、市教委や関係機関等とも連絡を取り、連携を図る。
- ・保護者対応は複数の教職員で行い、事実に基づいて丁寧に行う。

(2) 把握すべき情報例と対応

- ・誰が誰をいじているのか？（加害者と被害者の確認）
- ・いつ、どこで起こったのか？（時間と場所の確認）
- ・どのような内容のいじめなのか？どんな被害を受けたのか？（内容の確認）
- ・いじめのきっかけは何か？（背景と要因）
- ・いつ頃から、どれくらい続いているのか？（期間）

2 いじめの再発防止に向けた具体的な対応

(1) 被害者児童、保護者に対する支援

- ・被害児童を守り通す教職員の姿勢を示しつつ対応に当たる。
- ・被害児童が落ち着いて学校生活を送ることができる環境の確保を図る。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラー等の専門機関との連携も考慮する。
- ・素早く対応するためにも、発覚したその日のうちに家庭訪問等で保護者への事実確認の連絡を行う。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して見守りを行い、支援を継続して行っていく。

(2) 加害児童、保護者に対する指導、対応

- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体等を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・正確な事実関係を保護者に説明し、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるように保護者の協力を求めるとともに、保護者に対しても継続的な助言を行う。
- ・児童の変容を図るために、今後の関わり方などを保護者と一緒に考え、具体的な助言を行う。
- ・いじめの状況や様態により、関係機関との連携による処置も含め、毅然とした対応を行う。
- ・加害児童が抱える問題（家庭環境、人間関係等）や、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心、安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ・はやし立てるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめをとめることができなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。
- ・加害児童に変容が見られたときには、その内容を保護者に伝える。

VI 評価と改善について

- ・月一回の生徒指導委員会で、情報交換を行う中で、定期的にチェックを行う。
- ・毎月のいじめアンケート、いじめチェックシート等を活用する。

VII 保護者、地域への情報発信と啓発活動について

- ・学年、学級懇談会で児童が主体的に取り組んでいる、いじめ防止活動について発表する。
- ・ホームページでも、児童の活動を各学年発表していく。
- ・授業参観で、いじめを扱った授業実践を行う。
- ・サポート会議などの場で、いじめ防止活動の取り組みを地域に知らせる。